

1. 議事日程

〔平成28年第4回安芸高田市議会12月定例会第1日目〕

平成28年12月 9日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | | |
|-------|------------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 諮問第2号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第4 | 議案第74号 | 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について |
| 日程第5 | 議案第75号 | 相互救済事業の委託について |
| 日程第6 | 議案第76号 | 安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第77号 | 安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第78号 | 安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議案第79号 | 安芸高田市税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第80号 | 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第81号 | 安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第12 | 議案第82号 | 介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議案第83号 | 介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第14 | 議案第84号 | 安芸高田市立学校設置条例の一部を改正する条例 |
| 日程第15 | 議案第85号 | 平成28年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第16 | 議案第86号 | 平成28年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第17 | 議案第87号 | 平成28年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第18 | 議案第88号 | 平成28年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第19 | 議案第89号 | 平成28年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第20 | 議案第90号 | 平成28年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第21 | 議案第91号 | 平成28年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第22 | 議案第92号 | 平成28年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号） |

号)

- 日程第23 議案第93号 平成28年度安芸高田市水道事業会計補正予算(第3号)
日程第24 発議第6号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書について

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	新田和明	2番	芦田宏治
3番	玉重輝吉	4番	玉井直子
5番	山根温子	6番	前重昌敬
7番	石飛慶久	8番	児玉史則
9番	大下正幸	10番	山本優
11番	熊高昌三	12番	穴戸邦夫
13番	秋田雅朝	14番	塚本近
15番	金行哲昭	16番	青原敏治
17番	水戸眞悟	18番	先川和幸

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

7番	石飛慶久	8番	児玉史則
----	------	----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

市長	浜田一義	副市長	竹本峰昭
教育長	永井初男	総務部長	杉安明彦
企画振興部長	西岡保典	市民部長	小笠原義和
福祉保健部長兼福祉事務所長	可愛川實知則	産業振興部長	清水勝
産業振興部特命担当部長	山平修	建設部長兼公営企業部長	伊藤良治
教育次長	叶丸一雅	消防長	久保高憲
会計管理者	広瀬信之	八千代支所長	佐々木早百合
美土里支所長	毛利幹夫	高宮支所長	中谷文彦
甲田支所長	小玉勝	向原支所長	神岡眞信
総務課長	土井実貴男	財政課長	河本圭司
政策企画課長	猪掛公詩		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(4名)

事務局長	外輪勇三	事務局次長	森岡雅昭
総務係長	國岡浩祐	専門員	大足龍利



午前10時00分 開会

- 先川議長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は18名であります。
定足数に達しておりますので、これより平成28年第4回安芸高田市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。
外輪事務局長。
- 外輪事務局長 諸般の報告をいたします。
市長並びに教育委員長より本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。
それぞれの写しをお手元に配付しておりますので、御了承ください。
以上で諸般の報告を終わります。
- 先川議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 先川議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、7番石飛慶久君、及び8番 児玉史則君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

- 先川議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長 熊高昌三君。
- 熊高議会運営委員長 おはようございます。
平成28年第4回定例会の運営につきまして、12月2日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定しましたので、報告いたします。
まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から12月22日までの14日間といたしました。
議事の都合により、12月10日から12月12日まで、並びに、12月15日から12月21日までを休会といたします。
本定例会に付議されます案件は、諮問1件、議案20件、発議1件の計22件でございます。
議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、議案第85号から第93号までの9件につきましては、提案理由説明後、質疑を受け、予算決算常任委員会へ付託することといたしました。
また、議案第75号から第78号までの4件につきましては、総務企画常

任委員会へ、議案第82号から84号までの3件につきましては、文教厚生常任委員会へ、それぞれ付託することといたしました。

その他の議案につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

次に、一般質問の取り扱いについてでございますが、11人から通告がありましたので、2日間の日程といたし、通告順に、12月13日を6人、12月14日を5人といたしました。

以上で報告を終わります。

○先川議長 お諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は14日間とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって、会期は14日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○先川議長 日程第3、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

本日、平成28年第4回定例会を招集させていただきましたところ、皆さん方、御多用のところ、御参集賜り、ありがとうございます。

私ごとで大変恐縮でございますが、提案理由の説明に入る前に、一言御挨拶申し上げます。

大動脈の手術のため、11月7日より入院しておりましたが、今日3日に退院の運びとなり、5日から職務に復帰いたしました。経過もよく、通常の業務に精励することができるようになりました。この場をおかりしまして、皆さん方の心遣いありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

またこのたび、新聞等で皆さん方に大変御迷惑をおかけしておりますが、私のほうからも警察のほうには徹底した調査をお願いをしているところでございますので、御理解を賜るようお願いいたします。

さて、このたび定例会へは、諮問1件、条例及び補正予算関係の議案20件を提出しております。

どうかよろしく御審議をお願いいたします。

諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、人権擁護委員の任期満了に伴う後任候補者を法務大臣に推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。現委員である八千代町の乗田省三委員が、体調不調により本年7月31日をもって解職されたことから、後任候補者と

して五郎丸玲子さんを推薦するものであります。

五郎丸玲子さんは、昭和47年から平成17年に至るまで、山陽コカ・コーラボトリング株式会社等の民間企業で勤務をされました。退職後は、安芸高田市の主催の人権セミナーに参加するなど、人権問題に理解や関心があり、熱意と意欲をもって、人権擁護委員活動に取り組んでいただける方であり、人権擁護委員として適任であると判断をし、推薦をするものであります。

どうかよろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

この件に関しましては、質疑、討論、及び委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、質疑、討論、及び委員会付託を省略いたします。

これより諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を採決いたします。

本件は、諮問のあった1名を適任とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって、本件は諮問のあった1名を適任とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 議案第74号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同規約の変更について

○先川議長 日程第4、議案第74号「広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同規約の変更について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第74号「広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同規約の変更について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、本市が加入しております広島県市町総合事務組合の規約について、山県郡西部衛生組合が解散し、広島県市町総合事務組合を脱退することに伴い、広島県市町総合事務組合を組織する、地方公共団体の減少、及び、組合同規約の変更を行うもので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

どうかよろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 これをもって要点の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 おはようございます。

それでは、議案第74号「広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について」要点の御説明を申し上げます。

議案書に合わせ説明資料を提出をしておりますので、そちらのほうから説明をさせていただきます。

説明資料の1ページをお開きください。

広島県市町総合事務組合規約の一部を抜粋をしております。そのうち、別表第1（第2条関係）で、組合を組織する地方公共団体の中から、平成29年3月末をもって脱退が予定されております、山県郡西部衛生組合を削除することとされております。このことから、構成団体が現在の8市9町12組合等から、8市9町11組合等に減少することとなります。

次に2ページをお開きください。

同様の事由により、別表第2（第3条関係）組合の共同処理する事務においても、共同処理する2つの事務から山県郡西部衛生組合が削除されることとなります。

次にお配りをしております議案書をお願いをいたします。

議案書の中段あたりに記述をしております議会議決を受ける根拠でございますが、地方自治法第286条第1項の規定は、規約の変更の手続について、また記述の最後にあります、同法第290条の規定は規約の変更に当たっては、加入組織のそれぞれの議会議決が必要である旨が規定をされているところでございまして、このことを根拠にして本定例会に議案を提出をしているところでございます。

なお、規約の施行日は平成29年4月1日からとされております。

以上で、要点の説明を終わります。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（質疑なし）

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（異議なし）

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（討論なし）

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第74号「広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第75号 相互救済事業の委託について

○先川議長 日程第5、議案第75号「相互救済事業の委託について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第75号「相互救済事業の委託について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第263条の2第1項の規定に基づき、本市の所有、または占有に属する財産で必要なものの火災、その他の災害による損害に対する相互救済事業を、公益社団法人全国市有物件災害共済会に委託するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第6 議案第76号 安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

日程第7 議案第77号 安芸高田市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第78号 安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第6、議案第76号「安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の件から、日程第8、議案第78号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件までの3件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第76号から議案第78号までの3議案について、一括して提案理由の御説明申し上げます。

最初に、議案第76号「安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、本年の人事院勧告、広島県人事委員会の勧告、及び県内他市

の状況を踏まえ、民間給与との較差を是正するため、給料月額、扶養手当、及び勤勉手当の額の改定、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大、並びに介護のための1日の勤務時間の一部につき、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇の新設のため、本市職員の給与に関する条例等について、所要の改訂を行うものであります。

次に、議案第77号「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、本年の人事院勧告に基づき、民間給与との較差を是正するため、一般職において、賞与の支給日数を引き上げることとした措置を、常勤の特別職においても適用するため、所要の改訂を行うものであります。

次に、議案第78号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、本年の人事院勧告に基づき、民間給与との較差を是正するため、一般職及び常勤の特別職において、賞与の支給月数を引き上げることとした措置を市議会議員において適用するため、所要の改訂を行うものであります。

以上、3議案につきまして、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本案3件につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第9 議案第79号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第9、議案第79号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第79号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律や所得税法等の一部を改正する法律の公布、及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部が改正をされ、平成29年1月1日から施行されることに伴い、安芸高田市の税条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、規定整備や字句等の整備でございます。



よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
市民部長 小笠原義和君。

○小笠原市民部長 おはようございます。  
まずもって、配付いたしております資料の訂正をおわび申し上げます。  
附則第15項の「特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例」となっておりますが、「特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例」でございます。

訂正をお願いしたいと思っております。

議案第79号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」について、要点の御説明をいたします。

今回の条例改正は、地方税法、所得税法など、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正に伴い、安芸高田市税条例の一部を改正するものです。

議案と説明資料により、改正内容について御説明をいたします。

説明資料は、改正条項等と内容をまとめたものでございます。資料を参考にさせていただきながら、条例文の改正箇所の説明をいたします。

議案1ページから8ページの上段まで、資料1ページから2ページをごらんいただきたいと思っております。

第19条、第43条、第48条、第50条について説明をします。

この4つの条文は、いずれも最高裁判決を踏まえたもので、国税における延滞税の計算期間等の見直しに、順次個人住民税、法人住民税等の延滞金の計算期間について改正するものでございます。内容は、申告書の提出後に納付すべき税額を減少させる更正があったのちに、さらに増額更正や修正申告により、その増額により納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算の基礎となる期間について、更正または修正申告の状況に応じて、見直しを行うこととされたものでございます。

第19条、第48条、第50条が法人市民税に係るもので、第48条が個人市民税に係るものです。いずれも施行期日は、平成29年1月1日でございます。

次に、議案8ページ下段をごらんいただきたいと思っております。

附則第6条の改正は、適切な健康管理のもとで、医療用医薬品からの代がえを勧める観点から、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの各年の特定一般医薬品の購入費用に対して、平成30年度から平成34年度までの各年度の個人市民税に限り、その年中の購入費用が1万2,000円を超える場合、上限8万8,000円を限度に、総所得金額等から控除する医療費控除の特例が新設されたものです。従来からある医療機関等への支払い、医薬品等の購入費等を控除する医療費控除との制度の併用はできないことになっております。施行期日は、平成30年1月1日でございます。

次に、議案9ページから14ページをごらんいただきたいと思います。

附則第20条の2の改正は、所得税法等の一部を改正する法律及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、市税条例を改正するものでございます。改正内容は、日本と台湾の間で所得に対する租税に関して、二重課税の回避、及び脱税の防止のため、租税条約に相当する民間取り決めが作成されたことに伴い、附則第20条の2が新設され、特例適用利子等及び特例適用配当等いわゆる国内居住者が支払いを受ける事業所得のうち、外国において設立された団体の所得として取り扱われる特定対象事業所得に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得、及び雑所得は申告分離課税により個人住民税が課されることになったものでございます。

附則第20条の3は、附則第20条の2が新設されたことに伴う条ずれでございます。施行期日は、平成29年1月1日でございます。

以上で、要点の御説明を終わります。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

15番 金行哲昭君。

○金行議員 条例改正でございますが、ほとんど来年度の1月1日ということで、30年度もあります。これによって我が市に影響する税の収入とか支出とかいうのは、どのぐらいあるのか、全然ないのか、算勘されとるのか、1点お聞きします。

○先川議長 市民部長 小笠原義和君。

○小笠原市民部長 お答えします。

先ほどの議員様からの御質問でございますが、第19条、第48条、第50条の法人市民税に係る、申しわけございません。附則第6条改正に伴います医療用薬品、これに伴いましては、先ほども申し上げましたように、特定一般薬品の購入費用等が医療費控除のほうにありますので、そういった場合につきましては、市民の方に影響が出るかと思いますが。ただ、医療費控除等の併用はかないませんので、そちらは市民の方で判断していただくような形になると思います。

それから、附則第20条の2の改正に伴います所得税法等の一部を改正する法律、外国人居住者等の所得でございますが、これは概要の説明を申し上げましたとおり、日本と台湾の間で所得に対する租税の二重課税の回避であったり、脱税の防止といったことでございますので、該当する例としてはごくまれで、あるとしても1件、ないしは数件ということで、ほとんど影響はないというふうに思っております。

以上でございます。

○先川議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第79号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」の件  
を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第10 議案第80号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条
例

○先川議長 日程第10、議案第80号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正
する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第80号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
についての提案理由の御説明を申し上げます。

所得税法等の一部を改正する法律の公布、及び外国居住者等の所得に
対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部が改正さ
れ、平成29年1月1日から施行されることに伴い、安芸高田市国民健康保
険税条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、所得割額等の算定基準に係る、規定の整備によるも
のであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げ
ます。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

市民部長 小笠原義和君。

○小笠原市民部長 先ほどの税条例の一部を改正に伴うものに併用したものでござい
ますが、影響したものでございますが、議案第80号「安芸高田市国民健康保
険税条例の一部を改正する条例」の一部を改正する条例について、要点
の御説明をいたします。

今回の改正は、所得税法等の一部を改正する法律及び外国人居住者等
の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部
が改正されたことに伴い、安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正
するものでございます。議案と説明資料により、改正内容について御説
明をいたします。

議案の1ページから3ページ、また資料1ページのほうごらんください。

この資料のほうにつきましても、先ほど申しあげましたとおり、特例適用利子等の額といったもの、また特例適用の配当といったものに訂正をお願いしたいと思います。

附則第14項は、市民税の課税の特例として分離課税される特例適用利子等の額を国民健康保険税の所得割額の算定、及び軽減判定に用いる総所得の額に含めるというものです。附則第15項は、市民税で課税の特例として分離課税される特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定、及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるというものでございます。

以下、第16項から第18項は、前2項の新設による項ずれでございます。同じく、施行年月日は平成29年1月1日でございます。

以上で、要点を終わります。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。
これに御異議ありませんか。
(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありますか。
(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第80号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
~~~~~○~~~~~

日程第11 議案第81号 安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第11、議案第81号「安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第81号「安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。  
本案は、昭和49年度、同和対策事業において建設された安芸高田市甲田町高田原1155番地4、中央集会所の老朽化に伴い、行政改革実施計画に基づき、廃止をするため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
市民部長 小笠原義和君。

○小笠原市民部長 お配りしております資料の1ページを1枚めくっていただきました施設の概要について説明をさせていただきます。  
名称でございますが、中央集会所でございます。所在は、甲田町高田原1155番地4、種別は地区集会所、施設構造は木造2階建てのかわらぶきでございます。延べ床面積につきましては、1階が78.51平米、2階が49.58平米の、延べ面積が128.09平米でございます。敷地面積は、205平米でございます。竣工年度につきましては、昭和49年度でございます。同和対策事業メニューの環境改善事業で施工したものでございます。  
以上でございます。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。  
(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第81号「安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第12 議案第82号 介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第83号 介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第12、議案第82号「介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す

る条例」の件から、日程第13、議案第83号「介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の件まで2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第82号から議案第83号までの2議案について一括して提案理由の御説明を申し上げます。

最初に、議案第82号「介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、介護保険法の一部改正により、通所介護事業所のうち、小規模事業所が地域密着型サービスの事業に位置づけられたことに伴い、指定地域密着型通所介護サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を追加するものであります。

次に、議案第83号「介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、関係する条例の一部を改正するものであります。

以上、2議案につきまして、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案2件につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第14 議案第84号 安芸高田市立学校設置条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第14、議案第84号「安芸高田市立学校設置条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第84号「安芸高田市立学校設置条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、教育委員会の主要事業として取り組みを進めてまいりました、学校規模適正化推進事業につきまして、可愛・郷野地区において、おお

むね主立った協議項目について議論が尽くされ、統合準備委員会で平成31年4月1日を統合年月日として合意形成を図ることができましたので、該当する小学校の名称、及び位置についての改正を行うものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第15 議案第85号 平成28年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）

日程第16 議案第86号 平成28年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第17 議案第87号 平成28年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第18 議案第88号 平成28年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第19 議案第89号 平成28年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第20 議案第90号 平成28年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第21 議案第91号 平成28年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）

日程第22 議案第92号 平成28年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第23 議案第93号 平成28年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第3号）

○先川議長 日程第15、議案第85号「平成28年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」の件から、日程第23、議案第93号「平成28年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第3号）」の件までの9件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第85号から議案第93号までの9議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

最初に、議案第85号「平成28年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億3,921万1,000円を追加し、予算の総額を206億989万9,000円とするものでありま

す。

次に、議案第86号「平成28年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,330万1,000円を減額し、予算の総額を40億9,113万7,000円とするものであります。

次に、議案第87号「平成28年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,755万7,000円を追加し、予算の総額を45億5,210万7,000円とするものであります。

次に、議案第88号「平成28年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ74万2,000円を減額し、予算の総額を2億6,044万1,000円とするものであります。

次に、議案第89号「平成28年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ115万2,000円を追加し、予算の総額を4億5,593万2,000円とするものであります。

次に、議案第90号「平成28年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ422万1,000円を追加し、予算の総額を4億1,710万円とするものでございます。

次に、議案第91号「平成28年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1万1,000円を追加し、予算の総額を3億5,359万7,000円とするものであります。

次に、議案第92号「平成28年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億7,744万5,000円を減額し、予算の総額を7億3,647万8,000円とするものであります。

次に、議案第93号「平成28年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第3号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の営業費用の費目を組みかえをするものであります。また、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員の給与費につきましては、35万円を減額し、2,033万2,000円とするものであります。

以上、9議案につきまして、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜

りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本案9件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第24 発議第6号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書について

○先川議長 日程第24、発議第6号「地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書について」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提案者から提案理由の説明を求めます。  
議会運営委員長 熊高昌三君。

○熊高議員 発議第6号「地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書について」提案理由の説明を申し上げます。

地方創生が我が国の将来にとって重要な政治課題となり、地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっております。このような状況下において、地方議会議員はこれまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向を酌み取り、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められております。

近年、都市部を中心に議員の専門化が進んでいる状況にあるものの、統一地方選挙では投票率が低下傾向にあり、無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっております。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、国に対して地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するように強く求め、意見書を提出するものであります。

何とぞ、議員の皆様の御理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思います。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第6号「地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書について」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先 川 議 長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、12月13日午前10時に再開いたします。御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前11時01分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員